

保護者各位

国立市 子ども家庭部
保育幼児教育推進課長 川島慶之
(公印省略)

令和 5 年 1 0 月以降の保護者負担軽減補助金の取り扱い変更について

日頃より当市の保育・幼児教育行政にご理解とご協力を賜り深く御礼申し上げます。

この度、東京都による多子世帯への負担軽減に向けた独自支援として、令和 5 年 1 0 月から認可保育所における第 2 子以降の保育料の無償化が始まりました。標記補助金につきましても、下記の通り取り扱い変更が行われますので、お知らせいたします。

記

1、変更内容

(1) 園児保護者負担軽減補助金における多子計算に係る年齢制限の緩和

これまでの「小学生 3 年生までの兄・姉を有する幼児」という年齢制限を、「年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄・姉等を有する幼児」に緩和します。

※園児保護者負担軽減補助金の算定方法につきましては、裏面及び「国立市私立幼稚園等園児の幼児教育無償化と保護者補助金のしおり 6p-7p」をご参照ください。

(2) 預かり保育を利用する満 3 歳児への補助

市が保育の必要があると確認した第 2 子以降の満 3 歳児の幼稚園児を有し、預かり保育を利用する課税世帯に対して、対象児童一人当たり月額 1.63 万円を上限として補助します。

※補助金額は「補助単価（月額）450 円」×「預かり保育の利用日数」です。

※非課税世帯につきましては、無償化制度において預かり保育の利用を補助いたします。（要申請）

2、変更適用期間

令和 5 年 1 0 月分から

補助金の支給は後期分【令和 5 年 9 月～3 月分】として、令和 6 年 5 月中旬に交付予定です。

3、備考

- ・年少～年長クラス在籍児の世帯につきましては、今回の取り扱い変更に伴う提出書類はありません。
- ・満 3 歳児クラス在籍児で、保育の必要性があり、預かり保育の補助を希望する課税世帯につきましては、下記担当まで要件書類のご提出をお願いいたします。（令和 5 年 11 月 3 0 日まで）

以上

【問い合わせ先・提出先】

国立市役所 子ども家庭部 保育幼児教育推進課 保育・幼稚園係
〒186-8501 国立市富士見台 2 丁目 47 番地の 1 電話：042-576-2427 (直通)

※1 園児保護者負担軽減補助金の金額の算定手順

①世帯の扶養人数と区市町村民税所得割額を確認し、以下の表をもとに世帯区分 a～d を決定します。

19歳未満の扶養親族の人数 (園児本人を含む)			区市町村民税所得割課税額 令和5年4月～8月分は令和4年度課税を対象 令和5年9月～令和6年3月分は令和5年度課税を対象	世帯区分
	16歳未満 H19.1.2～R5.1.1 まで	16歳以上19歳未満 H16.1.2～H19.1.1 まで		
1人	1人	0人	55,800円以下(非課税を含まない)	a
			55,801円から191,400円以下	b
			191,401円から236,500円以下	c
			236,501円以上	d
2人	1人	1人	66,900円以下(非課税を含まない)	a
			66,901円から198,600円以下	b
			198,601円から243,700円以下	c
			243,701円以上	d
	2人	0人	77,100円以下(非課税を含まない)	a
			77,101円から211,200円以下	b
			211,201円から256,300円以下	c
			256,301円以上	d
3人	1人	2人	78,000円以下(非課税を含まない)	a
			78,001円から205,800円以下	b
			205,801円から250,900円以下	c
			250,901円以上	d
	2人	1人	88,200円以下(非課税を含まない)	a
			88,201円から218,400円以下	b
			218,401円から263,500円以下	c
			263,501円以上	d
	3人	0人	98,400円以下(非課税を含まない)	a
			98,401円から231,000円以下	b
			231,001円から276,100円以下	c
			276,101円以上	d

②上記で決定した世帯区分で、以下の表に基づき、補助額を決定します。

園児保護者負担軽減補助金額(月額)

世帯区分	園児の通う園の種類					
	私立幼稚園・認定こども園(1号)			幼稚園類別の幼児施設(都認定)		
	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子
1 生活保護世帯	★6,200円	★6,200円	★6,200円	25,400円	25,400円	25,400円
2 非課税世帯・所得割額非課税世帯	★3,200円 (★6,200円)	★6,200円	★6,200円	22,400円 (25,400円)	25,400円	25,400円
3 aの世帯	1,800円 (★3,200円)	1,800円 (★6,200円)	★6,200円	21,000円 (22,400円)	21,000円 (25,400円)	25,400円
4 bの世帯	1,800円	1,800円	★5,600円	21,000円	21,000円	24,800円
5 cの世帯	1,800円	1,800円	★5,000円	21,000円	21,000円	24,200円
6 dの世帯	1,800円	1,800円	1,800円	21,000円	21,000円	21,000円

※第2子以降の園児とは、令和5年10月分からは年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄・姉等を有する幼児です。

令和5年9月分までは、下記のいずれかに該当する幼児を第2子以降の幼児として算定します。(所得により、多子算定の対象が広がる場合があります。)

- ・幼稚園、幼稚園類別の幼児施設、保育所(東京都認証保育所を含む。)、認定こども園、特別支援学校幼稚部に在籍する兄・姉を有する園児。認可外保育施設に在籍する兄・姉は対象外です。
- ・小学生1～3年生までの就学年齢と同一年齢の兄・姉を有する園児。
- ・児童心理治療施設通所部に入所、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用する就学前児童の兄・姉を有する園児。

※ひとり親等世帯は、上記の表の()の金額となります。 ※★の区分は、その他納付金(施設維持管理費、冷暖房費、保健衛生費、実習教材費)も対象です。

その他詳細につきましては、令和5年6月にお配りした「**国立市私立幼稚園等園児の幼児教育無償化と保護者補助金についてのしおり**」をご参照ください。(市HPにもアップロードしております)